

日 社 協 第 2 1 号
平成 2 8 年 7 月 2 9 日

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

一般社団法人日本社会医療法人協議会
会 長 西 澤 寛 俊

平成 2 9 年度社会医療法人制度及び税制改正要望について

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しております。社会医療法人は、地域医療の重要な担い手である医療法人の中で、特に地域に必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担っています。

しかしながら、これらの医療はいわゆる不採算医療であり、今後とも社会医療法人が国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスを適切に提供するために社会医療法人に関する制度及び税制に関し、下記要望事項を掲げました。

つきましては、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

記

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準の見直し
2. 社会保険診療収入等の 8 0 % 超基準の見直し

II 社会医療法人に関する税制について

1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の解消
2. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃
3. 社会医療法人に対する寄附税制の整備
4. 固定資産税等の非課税範囲の拡充

(別紙)

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等の見直し

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等を地域の実情等を踏まえた要件とされたい。(医療法第42条の2第1項第5号)

[理由]

現行の認定要件中、救急医療等確保事業の実績基準はきわめてハードルが高いうえ、救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療の業務分野ごとに要件充足の難易度に差がある。なおかつこれらの基準は、地域の医療提供体制の変動という外的事情や当該地域における社会医療法人自身の確保事業への貢献により、充足の可否が大きく左右され、社会医療法人のあずかり知らない原因や確保事業への貢献結果から、認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準等を地域の実情等を踏まえ柔軟に運用する必要がある。

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等は社会の変化及び地域の実情等を踏まえた要件とされたい。

2. 社会保険診療収入等の80%超基準の見直し

「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、社会保険診療収入等の80%超基準の見直しをされたい。
(医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号関係)

[理由]

急激な高齢化に伴い、医療・介護サービスの必要性が高まっている中、団塊の世代600万人が全員75歳以上となる2025年問題の対策として、「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされている。

「地域包括ケアシステム」の目的は、高齢者が尊厳・個別性の尊重を基本に、出来る限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指すこととされ、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体量の拡大や、介護・医療・保健・福祉の連携が求められている。

このような「地域包括ケアシステム」の内容が、今後普及していくためには、社会医療法人もその一翼を担うことが必要である。

については、社会医療法人の事業に介護保険（保健）の収入金額を加え、「社会保険診療に係る収入金額、健康増進法に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険（保健）の収入金額の合計額」が、全収入金額の100分の80を超えることとしていただきたい。

II 社会医療法人に関する税制について

1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の解消

医療機関の負担する仕入消費税額が、社会保険診療報酬に上乗せしたとされる仕入税額相当額を上回った場合、現行の非課税制度の下においても、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講じていただきたい。
(消費税法(昭和63・12・30法律108)第1条、第6条、第30条、別表第一関係)

[理由]

医療機関は消費税の上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料、消耗品等を購入しているが、医療が非課税であるため仕入税額控除を通じて仕入税額の還付を受けることはできない。他の非課税事業者ならば、この仕入税額分を商品価格に転嫁して回収できるのに対し、医療の対価は法令上、社会保険診療報酬として決定されているという特殊性があり、転嫁することもできない。

これをカバーするため、社会保険診療報酬には仕入消費税相当額を補填することとされているものの、過去の消費税導入時や税率引上げ時における補填の経緯からは、その補填率の妥当性に疑義がもたれている。

また、そのような画一的補填方式には個々の医療機関の仕入税額まで考慮されていないことから、補填の不均衡が生じざるを得ない。現に中央社会保険医療協議会・診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の実施した「消費税率8%への引上げに伴う補填状況結果」も「診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補填されていることが確認されたものの、補填状況にはばらつきが見られた」と結論づけ、診療報酬による補填方式の限界を裏付けているのである。そのため一部の医療機関には、明白な補填不足が称している。

介護保険における非課税の居宅介護サービス費や施設介護サービス費についても同様の問題が発生する。

これらの問題の抜本的解決のためには、社会保険診療報酬等に対する消費税を原則として課税に改め、仕入税額控除を認めるしかない。

しかしながら、ただちに医療を課税化することは困難であることを考慮し、現行の非課税制度を基にした診療報酬への補填を維持しつつも、医療機関の負担に配慮した新たな措置を要望する。

具体的には、これまで診療報酬に上乗せしたとされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税を医療機関が負担した場合、その超過額の税額控除(還付)を認める税制上の措置を新設していただきたい。

2. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃

社会医療法人が行う医療保健業のうち、法人税法上の「収益事業」から除外されるものは本来業務に限定されている。社会医療法人の行う医療保健業は、医療法上の業務区分にかかわらず、すべて法人税法上の「収益事業」から除外していただきたい。

(法人税法第7条、法人税法施行令第5条第1項第29号チ)

[理由]

社会医療法人の業務のうち、本来業務とされているのは、病院、常勤医師又は歯科医師のいる診療所、介護老人保健施設に限定されている。これは、医療法人の設立にあたってこれらのいずれかが必須という意味での位置づけによるものである。

本来業務以外のもののうち、医療法人が行うことができる業務が附帯業務、さらに社会医療法人のみが行うことができるものが収益業務という区分になっている。

このように、医療法上の業務区分は、法人類型上必要とされるものとなっており、事業の内容と必ずしも一致していない。

よって、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。

社会福祉法人においても社会福祉法上の事業分類（社会福祉事業、公益事業、収益事業）は、医療保健業の収益事業除外の要件とはなっていない。本来業務、附帯業務、収益業務のうち、医療保健業に該当しないもので、法人税法上の他の33収益事業に該当するものは、収益事業として課税対象となるものであり、社会医療法人のすべての事業が収益事業から除外されるわけではない。

したがって、社会医療法人が行う医療保健業は、すべて法人税法上の「収益事業」から除外すべきである。

3. 社会医療法人に対する寄附税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄付が行われた場合、寄付をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金としていただきたい。（所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）

[理由]

社会医療法人は救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療のような採算性の乏しい医療を自治体に代わって取り組んでいる。

また、医療法第42条の2第1項第6号の公的な運営が確保されている公共性・公益性のきわめて高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。

教育の分野では一定の学校法人が、福祉の分野では社会福祉法人が特定公益増進法人とされているが、社会医療法人がこれらに比して公益性において劣るとは考えられない。

社会医療法人を特定公益増進法人とすることにより、一般医療法人がこれらに移行することを促し、医療の非営利性を徹底することは、今後の超高齢社会を支えるためにぜひとも必要である。

4. 固定資産税等の非課税範囲の拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大していただきたい。

(地方税法第348条第2項第11号の5、地方税法施行令第50条の3の2、地方税法規則第10条の7の7)

[理由]

平成21年度税制改正により「社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産」は、固定資産税が非課税とされたところである。

社会医療法人は法人単位で認定を受けるものであるため、認定対象となった施設以外の医療施設にも高い公益性が認められる。

今後、非課税の範囲をこうした医療施設全般に拡大していただきたい。